

## 第1回第三セクター等のあり方に関する研究会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 5 日（金） 9 時 45 分～11 時 45 分
- 2 場 所 都道府県会館 410 会議室（東京都千代田区平河町）
- 3 出席者 蛸子委員、小西委員、杉本委員、辻委員、橋本委員、藤波委員、堀場委員、松本委員、宮脇委員 他
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 総務省自治財政局長挨拶
  - (3) 委員紹介
  - (4) 議事
    - ①研究会の運営方針等について
    - ②第三セクター等の現状等について
    - ③意見交換
  - (5) 閉会
- 5 議事の経過
  - 宮脇委員が座長に選出された。
  - 総務省（事務局）より研究会の趣旨・目的、スケジュール、検討内容等について説明され、了承された。
  - 総務省（事務局）より第三セクター等の役割と現状、これまでの抜本的改革の取組等についての説明を行い、その後委員の意見交換等が行われた。
  - 第二回研究会は平成 25 年 7 月 31 日に開催されることとされた。

### （主な意見）

- 第三セクター等改革推進債は今年度までの時限措置であるが、権利関係の調整に時間を要しているものがあること等を踏まえれば、活用条件の厳格化等を行った上で、一定期間延長することが適当ではないか。
- 第三セクター等の抜本的改革に取り組むことができていない地方公共団体もあるが、潜在リスクを明確に把握し、整理を着実かつ敏速に進めることが必要ではないか。
- 地域活性化の取組等においては第三セクター等の活用も選択肢となる。地方公共団体の規模の相違にも留意しつつ、経営のあり方や今後の活用を検討することが必要ではないか。

- 現在、財政的リスクが大きく第三セクター等改革推進債を活用する以外に対応方策がない第三セクター等がどれだけあるか、そのようなものが抜本的改革に取り組みない理由等について整理を行い、その上で、第三セクター等改革推進債を延長する正当性について検討する必要があるのではないか。
- 財政的リスクが大きすぎる等の理由で、第三セクター等改革推進債を活用したくとも活用できないような場合にどうするのか、ということについても検討する必要があるのではないか。
- 第三セクター等については、必要性や公益性を踏まえ、民間企業の活用等も考慮しつつ、根本的な意義を分類し直す必要があるのではないか。
- 第三セクター等改革推進債の金利が地方公共団体によって差が生じていることから分かるように、金融機関は最終的には地方公共団体の与信リスクを見ているという点についても検討する必要があるのではないか。
- これまでの抜本的改革の取組には一定の効果があったと思うが、大都市圏と地方圏、開発事業を行う法人とソフト事業を行う法人というように、地域や業種によって進捗に差があるように感じる。こうした状況において、更に経営改善の取組を進めるためには工夫が必要ではないか。
- 今後、社会・経済情勢の変化により第三セクター等が新たな事業を行うことや、職員・組織の高齢化による衰退が進むことも視野に入れた検討を行う必要があるのではないか。
- 平成21年度に第三セクター等の抜本的改革に係る取組を開始する際に、(当時係争中であつた)地方公共団体が行う損失補償や土地開発公社保有土地を再取得する際に再取得価格が時価よりも高くなっていることが違法とされた場合には、制度が有効に機能しなくなるのではないかと懸念していた。その後、どちらも最高裁において認められ、これにより、抜本的改革に係る制度的な障害はなくなった。あとは地方公共団体の抜本的改革に係るやる気次第であり、やる気がある団体はもう終わっているのではないか。

ただ、やる気があっても、財政的リスクが大きすぎるなど、抜本的改革ができないところもある。その観点からは、(今後の抜本的改革は)制度的な問題ではなく、そういうところをどうするか、という個別の問題であり、それに対処できるような仕組みは必要かもしれない。

一方で、第三セクター等改革推進債は5年間の時限的な措置であり、延長することに抵抗感もある。
- 地方公営企業について、一部事務組合を廃止する際に、構成団体に大きな負担が生じる場合がある。この点について検討が必要ではないか。

- 民間的手法の活用や地方公共団体のリスク軽減のために、PFI、地方独立行政法人、指定管理者、信託等の様々な制度が創設されている。これらが制度創設時に想定されたように機能しているのか、実質的に地方公共団体が直接実施するのと変わらないのではないか等、中身の検証が必要ではないか。
- 第三セクター等は、山間部や僻地等においては、人口のダムとして機能している面もある。一方で、経済的な自立性を持つことが必要であり、将来的には民間に移行していくような目標を持たせて改革を進めて行くことが必要ではないか。
- 抜本的改革は随分と進んだという印象を持ったが、抜本的改革が地域活性化・地域再生に逆行しているような事例も聞く。第三セクター等がこういった形で事業を行うのか、地方公共団体が地域をこういった形で持続させて行くのか、というようなことを考えた上で、これからの改革を進める必要があるのではないか。
- 第三セクター等や民活については、地方公共団体が支援することにより非効率な経営が行われることから、経済学の立場からはモラルハザードやソフトバジェットといった批判が多い。
- 第三セクター等の抜本的改革に係る結論を出していない地方公共団体については、できないのか、それともしないのか、という峻別が重要であり、原因を把握する必要があるのではないか。
- 第三セクター等改革推進債は5年間でやめるはずのものであったことから、延長する場合には、モラルハザード、あるいはソフトバジェットの観点から批判される可能性がある。この点について検討が必要ではないか。
- 地方公共団体の損失補償等や補助金の総額は大幅に減少しているが、赤字法人や債務超過法人は相当数残っている。これらの法人について、将来的に改善の見込みがあるのか等、中身の分析を行うことが必要であり、その上で、今後どうするのか、ということが課題となるのではないか。
- 資金不足が生じている公営企業会計について、資金不足の理由や将来の見通し等について分析する必要があるのではないか。
- 抜本的改革に取り組むことができていない第三セクター等について、現状と将来見通しを分析することが必要ではないか。また、着手できない理由についても、個別に分析することが必要ではないか。